



福岡医発第 3273 号 (地)
令和 2 年 3 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働衛生課より、日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則第43条に基づく雇入時の健康診断及び第44条に基づく定期健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

①雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合

②定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合

については、労働安全衛生規則等の規定を満たさないが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断及び定期健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断の実施に係る対応については、従前のとおりとする。

2. 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方角け) 掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

日医発第1187号（健 I 270）

令和 2 年 3 月 6 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会長

横 倉



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について、別紙のとおり、厚生労働省労働衛生課より、その周知について協力依頼がありました。

つきましては、これらの内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則第 43 条に基づく雇入時の健康診断及び第 44 条に基づく定期健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合

② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合

については、労働安全衛生規則等の規定を満たさないが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断及び定期健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断の実施に係る対応については、従前のとおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

（参考）新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等について、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通知するとともに、厚生労働省ホームページに関連する Q&A を追加しました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け) 掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

上記ホームページの「4 その他(変形労働時間制、36協定の特別条項など)の問5及び問6に、別添の通知に関する内容が掲載されています。

基 発 0 3 0 3 第 1 号
令 和 2 年 3 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び安全委員会等の各種委員会の開催については、以下のとおり扱うこととするので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則第 43 条に基づく雇入時の健康診断及び第 44 条に基づく定期健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が
雇入れの直前又は直後に行われていない場合

② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年
以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合

については、労働安全衛生規則等の規定を満たさないが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断及び定期健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断の実施に係る対応については、従前のとおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ別途指示するまでの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。